

平成 21 年「海の月間」の実施について

平成 8 年に、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の発展を願う日として、7 月 20 日が国民の祝日「海の日」となって以来、海の重要性を知っていただくための活動を実施してきたところですが、平成 15 年から国民の祝日「海の日」が 7 月の第 3 月曜日となって三連休化されたのを契機として、7 月を「海の月間」とし、官民一体となってより活発な広報活動や事業展開を実施すべく、「海の月間」推進委員会を設置しているところです。

今年の「海の月間」（7 月 1 日から 7 月 31 日まで）におきましては、国民の祝日「海の日」を中心に実施される行事及び広報活動について、国及び「海の月間」推進委員会において取りまとめられ、「海フェスタよこはま」をはじめ、海に親しむためのレクリエーション、体験乗船、施設見学会等の様々なイベントが全国各地において実施されます。

平成 19 年 7 月に成立した「海洋基本法」では、我が国の平和及び海上輸送の安全の確保、海洋教育の振興等のための取り組みを積極的に進めるため、国、地方公共団体及び海運事業者等の海洋に関わる関係者等が相互に連携を図りながら協力することとされています。特に、「海の日」においては、国等は国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事の実施が求められています。

その一環として、青少年をはじめとする多くの国民に海への興味を喚起し、感動とロマンを与える観点から、平成 21 年「海洋立国推進シンポジウム」を本年 7 月 23 日に横浜市において実施します。また、海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術、研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰する「海洋立国推進功労者表彰」を昨年に引き続いて実施します。

このように、海洋への関心が高まってきているなかで、国土交通省としては、関係省庁、地方公共団体や海に関わりの深い関係諸団体のご協力をいただき、「海の日」「海の月間」そして、海洋基本法の設立を機に、これまで実施してきた「海の日」の意義について広く国民に発信することとし、さらに海洋についての理解と関心を一層深めることとします。

記

1. 中央での展開

国及び「海の月間」推進委員会において、平成21年「海の月間」を中心に計画されている行事及び広報活動を取りまとめました。

○主なイベント

- ・ 「海フェスタよこはま」
- ・ 平成21年「海洋立国推進シンポジウム」
- ・ 第2回海洋立国推進功労者表彰
- ・ ポスター、パンフレット等による広報周知活動の実施
- ・ 体験乗船、展示会、各種マリンスポーツ大会等
- ・ 海上交通安全、気象関係の相談指導
- ・ その他、海事功労者表彰、汽笛の一斉吹鳴、海洋関係諸施設・船舶等の一般公開等（別紙参照）

2. 地方での展開

地方においては、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局が中心となり、関係行政機関及び団体で組織する「海の月間実行委員会」を設置して、事業を推進します。